

# 兵庫県公報

令和8年2月17日 火曜日 第694号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 保安林の指定予定（治山課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者 居住支援法人の指定（住宅政策課）	3
○ 平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部改正 （会計課）	3
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（中播磨県民センター）	3
<b>公 告</b>	
○ 景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出（都市政策課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	5
○ 落札者等の公示（北播磨県民局）	5
<b>病院局公告</b>	
○ 入札公告	6
○ 落札者等の公示	8
<b>教育委員会公告</b>	
○ 退職手当支給制限処分	9
○ 入札公告	9

## 告 示

### 兵庫県告示第89号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年2月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
三田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、阪神北県民局阪神農林振興事務所及び三田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

**兵庫県告示第90号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和8年2月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 保安林予定森林の所在場所  
宍粟市一宮町三方町字下ノ谷423の7
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字下ノ谷423の7（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第91号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年2月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 申請の概要
  - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
富士フィルム和光純薬株式会社播磨工場  
赤穂市折方1543番地  
工場長 阪本一徳
  - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
富士フィルム和光純薬株式会社播磨工場  
赤穂市折方1543番地
  - (3) 特定施設に関する事項

|                   |   |           |           |
|-------------------|---|-----------|-----------|
| 種                 | 類 | 46号イ 洗浄施設 | 46号イ 洗浄施設 |
| 能                 | 力 | 容積500L    | 容積500L    |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日 |   | 既 設       | 既 設       |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日 |   | 既 設       | 既 設       |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日 |   | 許可後       | 許可後       |

|                                                  |                         |                           |         |                           |         |
|--------------------------------------------------|-------------------------|---------------------------|---------|---------------------------|---------|
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              |                         | 8時30分～翌1時10分<br>(16時間40分) |         | 8時30分～翌1時10分<br>(16時間40分) |         |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    |                         | なし                        |         | なし                        |         |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値            | 区 分                     | 通常                        | 最大      | 通常                        | 最大      |
|                                                  | 水素イオン濃度<br>(水素指数)       | 2～6                       | 2以下     | 2～6                       | 2以下     |
|                                                  | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)   | 60,000                    | 100,000 | 60,000                    | 100,000 |
|                                                  | ジクロロメタン<br>(単位 mg/L)    | 55,000                    | 114,880 | 55,000                    | 114,880 |
|                                                  | ふつ素及びその化合物<br>(単位 mg/L) | 10                        | 828     | 10                        | 828     |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) |                         | 1.25                      | 1.25    | 1.25                      | 1.25    |

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和8年2月17日から同年3月10日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び赤穂市市民部環境課



**兵庫県告示第92号**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第59条の規定により、支援法人を次のとおり指定した。

令和8年2月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

| 名称        | 住所             | 事務所の所在地        | 指定年月日    |
|-----------|----------------|----------------|----------|
| 一般社団法人晴樹会 | 兵庫県養父市大谷223番地2 | 兵庫県養父市大谷223番地2 | 令和8年2月2日 |



**兵庫県告示第93号**

平成17年兵庫県告示第271号の3（長期継続契約を締結することができる契約）の一部を次のように改正する。

令和8年2月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

本文中50の次に次のように加える。

- 51 新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する個人防護具の流通在庫備蓄業務委託契約



**兵庫県告示第94号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和8年2月17日

中播磨県民センター長 井野 健三郎

- 1 指定する貯水施設の所在地  
神崎郡市川町小畑字藤谷504
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名 称              | 住 所           |
|------------------|---------------|
| 小畑南部エコロジーズ 高橋 基史 | 神崎郡市川町小畑342-1 |

- 3 指定する理由  
神崎郡市川町地域内市川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

**景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の9の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

については、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県まちづくり部都市政策課に提出すること。

令和8年2月17日

兵庫県知事 齋藤 元彦

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名称 株式会社相鉄ホテル開発  
代表者の氏名 代表取締役 鈴木 正宗  
住所 神奈川県横浜市西区北幸二丁目9番14号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 (仮称) 相鉄フレッサイン姫路 新築工事  
所在地 姫路市東駅前町45番1、45番2、46番の一部、47番の一部、49番の一部、51番の一部、68番1の一部
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 兵庫県まちづくり部都市政策課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築課  
縦覧期間 令和8年2月17日から同年3月2日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先  
提出期間 令和8年2月17日から同年3月2日まで  
提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県まちづくり部都市政策課



**景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の9の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

については、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県まちづくり部都市政策課に提出すること。

令和8年2月17日

兵庫県知事 齋藤 元彦

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
 名称 株式会社油筒屋  
 代表者の氏名 代表取締役 山本 啓之  
 住所 大阪府大阪市浪速区湊町1丁目2番3号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
 名称 (仮称)城崎温泉ゆとや新築計画  
 所在地 豊岡市城崎町湯島字愛宕373-1、373-2
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
 縦覧場所 まちづくり部都市政策課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築課  
 縦覧期間 令和8年2月17日から同年3月2日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先  
 提出期間 令和8年2月17日から同年3月2日まで  
 提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県まちづくり部都市政策課



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年2月17日

兵庫県知事 齋藤 元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 加古郡播磨町二子字長池ノ内402番3、402番5、403番1、406番1、407番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
 香川県高松市鍛冶屋町7番地12  
 穴吹興産株式会社 代表取締役 穴吹 忠嗣  
 神戸市長田区御屋敷通三丁目1番1号  
 山陽電気鉄道株式会社 代表取締役 伊東 正博
- 3 許可年月日及び許可番号  
 令和7年12月16日  
 兵庫県指令東播(加土)(建)第1-37-6号(5播磨)



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年2月17日

契約担当者

北播磨県民局長 成田 徹一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
 兵庫県西神戸庁舎ほか15施設で使用する電気 予定数量4,002,866キロワット時/年
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 兵庫県北播磨県民局 加東市社字西柿1075-2
- 3 落札者を決定した日  
 令和8年1月29日
- 4 落札者の名称及び住所  
 株式会社U-POWER 東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- 5 落札金額(税抜)  
 79,873,118円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
- 7 入札公告をした日

令和7年11月25日

## 病院局公告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年2月17日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

## 1 調達内容

## (1) 購入物品及び数量

衛生処理システム 一式

## (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 納入期限

令和8年6月30日(火)

## (4) 納入場所

兵庫県立西宮総合医療センター(仮称)

西宮市津門大塚町11番62号

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができると認められた者であること。

(6) 購入物品に係るアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) 購入物品または類似の製品に関して過去に300床以上の病院で納入実績を有する者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県病院局経営課業務班

電話(078)341-7711 内線3450

E-mail:Daisuke\_Abe@pref.hyogo.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)シで提出を求める誓約書の交付期間

令和8年2月17日(火)から同年3月3日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 申込書の受付期間

上記(2)に同じ。

## (4) 入札・開札の日時及び場所

令和8年3月30日（月）午前10時00分 場所は入札説明書に明示する。

## (5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和8年3月27日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年3月26日（木）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。なお、病院局会計規程（平成14年病院局管理規程第17号）第78条第1項第3号に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除することがある。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。なお、病院局会計規程第95条第1項第3号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

## (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を令和8年3月3日（火）午後4時までに上記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和8年4月6日（月））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

## (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった

者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (7) 契約書作成の要否  
要作成
- (8) 落札者の決定方法  
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、病院局会計規程第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) 契約に関する条件  
この契約については、令和8年度の予算が議決され執行可能となることにより効力を生じる。
- (10) その他  
詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Dr. SUGIMURA, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:  
Sanitation system, 1set
- (3) Delivery period:  
Jun. 30, 2026
- (4) Delivery place:  
Hyogo Prefectural Nishinomiya General Medical Center (provisional name)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
16:00 Mar. 3, 2026
- (6) Deadline for tender:  
17:00 Mar. 27, 2026 by mail  
10:00 Mar. 30, 2026 by direct delivery
- (7) Contact point for the notice:  
Administration Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency,  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 76059  
E-mail Daisuke\_Abe@pref.hyogo.lg.jp



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年2月17日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

- 1 落札に係る調達件名及び数量  
人工心肺装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地  
兵庫県立淡路医療センター 洲本市塩屋1丁目1-137
- 3 落札者を決定した日  
令和8年1月28日
- 4 落札者の名称及び住所  
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8
- 5 落札金額  
61,930,000円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日

令和7年12月9日

教育委員会公告

退職手当支給制限処分

公立学校職員等の退職手当に関する条例第13条の3第1項により、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする。

- 1 退職をした者の氏名 真山英久
- 2 退職時の所属 芦屋市立山手小学校
- 3 退職年月日 令和7年9月30日
- 4 支給制限金額 798,056円(退職手当全額)
- 5 支給制限処分の理由

令和7年6月24日及び同年7月9日から退職日まで、長期間にわたり無断で欠勤を続けたことは、教育公務員としてふさわしくない著しい非行である。

6 教示

この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に兵庫県を被告として(被告を代表する者は兵庫県教育委員会)提起することができる(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

令和8年2月17日

兵庫県教育委員会



入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年2月17日

契約担当者

兵庫県立夢野台高等学校長 樫木直人

1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量  
兵庫県立夢野台高等学校機械警備業務委託一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間  
令和8年4月1日(水)から令和13年3月31日(月)まで
- (4) 業務を行う場所等  
兵庫県立夢野台高等学校 南館 北館 体育準備室
- (5) 入札方法  
上記(1)の件名について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。  
(入札参加資格審査窓口)  
兵庫県納入局物品管理課 電話(078)341-7711 内線4936
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による

資格制限を受けていない者であること。

- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 上記(1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

### 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

- (1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒653-0801 兵庫県神戸市長田区房王寺町2丁目1-1  
兵庫県立夢野台高等学校 担当 来栖  
電話 (078)-691-1546 F A X (078)-691-1548  
電子メールアドレス tomoko\_kurusu@pref.hyogo.lg.jp

- (2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和8年2月17日（火）から同月25日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

- (3) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和8年3月9日（月）午前10時から

場所 兵庫県立夢野台高等学校 応接室（兵庫県神戸市長田区房王寺町2丁目1-1）

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和8年3月6日（金）午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年3月6日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。なお、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第84条第1項第3号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期限までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。特に入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行

が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、月額を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。